

高知県感染症予防計画

沿革

- 平成 13 年 2 月 策定
- 平成 16 年 8 月 一部改正
- 平成 30 年 3 月 一部改正

目次

前文

- 第 1 感染症の予防推進の基本的な方向
- 第 2 感染症の発生予防のための施策
- 第 3 感染症のまん延防止のための施策
- 第 4 感染症にかかわる医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第 5 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
- 第 6 感染症の病原体等の検査実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第 7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
- 第 8 感染症に関する知識の啓発、普及及び感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
- 第 9 緊急時における国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制に関する事項
- 第 10 その他感染症予防の推進に関する重要事項

はじめに

今日まで、感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等により大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成 10 年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）が制定された。

同法は制定後も数次にわたる改正を行ってきたが、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要がある。

このような状況を踏まえ、県では、法第 9 条第 1 項に基づき厚生労働大臣が定めた基本指針に則して、法第 10 条第 1 項の規定により高知県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）を策定した。

この予防計画は、本県の実情に即した感染症対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、県及び高知市は、厚生労働大臣が定めた基本指針及び特定感染症予防指針と整合性を取り、関係機関等と一体となって感染症対策を進めていく。

今後は、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、少なくとも厚生労働大臣が定めた基本指針が変更された場合には予防計画の再検討を行い、必要があると認めるときはこれを変更する。

予防計画の改正にあたって（平成 30 年 3 月）

この予防計画は法第 10 条第 1 項の規定に基づき本県の感染症対策の基本的な枠組みや方向性を示すものとして平成 13 年 2 月に策定し、平成 16 年 8 月に改定後今日まで、本県感染症対策の推進に大きく寄与してきたが、平成 28 年 4 月 1 日の法改正を受け、平成 29 年 3 月 10 日に「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」が改正されたことに伴い、現行予防計画の見直しを行い、所要の改正を行った。

なお、近年における新しい感染症発生の増加に鑑み、今後も、必要に応じて速やかな改正を行っていく。

第 1 感染症の予防推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、県内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本予防計画、厚生労働省の基本指針及び特定感染症予防指針に基づく取組みを通じて、日頃から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政を推進する。

2 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきているため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防

を推進する。

3 人権の尊重

- (1) 感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けることができ、入院の措置が取られた場合にも、早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護には十分留意する。また、感染症の患者等に対する差別や偏見の解消のために、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

4 危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があることから、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った、迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症発生動向調査情報の解析及び疫学的視点を重視しつつ、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制を整備する。

また、行政機関はもちろん医師会等関係機関が迅速かつ的確に対応できる体制として、県庁に高知県健康危機管理対策連絡会議を設置しており、この会議を中核とした総合的な健康危機管理体制の構築に努める。

5 県、高知市（中核市）及び市町村の果たすべき役割

- (1) 県、高知市及び市町村は、施策の実施に当たり、本県の特性に配慮しつつ、国をはじめ相互に連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤整備を図る。この場合、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。
- (2) 予防計画を作成する県と感染症対策の多くを担うことになる高知市保健所は相互に連携して感染症対策を推進する。
- (3) 県の福祉保健所及び高知市保健所（以下「保健所」という。）は地域における感染症対策の専門的かつ技術的な中核的機関として、また衛生研究所は本県における感染症の技術的かつ専門的な機関として、それぞれの役割が十分に果たせるよう機能強化を図る。

- (4) 県及び高知市は、複数の都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う。また、このような場合に備え、必要に応じて、国との連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をするものとする。

6 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等に対する偏見や差別を持って患者等の人権を損なわないように留意する。

7 医師等の果たすべき役割

医師等の医療関係者は、医療関係者の立場で国、県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療の提供に努める。

8 施設の開設者等の果たすべき役割

病院、診療所、学校、幼稚園、保育園、福祉施設等の開設者は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

9 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師等の獣医療関係者は、獣医療関係者の立場で国、県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める。
- (2) 動物等取扱業（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）から感染症が人に感染することがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努める。

10 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。県及び市町村は県民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進するとともに、県民が安心して予防接種を受けられるようワクチンの有効性や健康被害発生の可能性等に関する知識

の提供に努める。

第2 感染症の発生予防のための施策

1 基本的な考え方

(1) 事前対応型行政の体制の構築

感染症の発生予防のための対策においては、第1の1に定める事前対応型行政の構築を中心として、県及び市町村が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要である。そのため「高知県感染症対策協議会」を設置・運営し、感染症の総合的な対策の推進を図る。

(2) 食品保健対策及び生活衛生対策との連携

感染症の発生の予防対策上日常行われるべき施策は、2に定める感染症発生動向調査がその中心となるが、食品保健や生活衛生対策についても関係機関及び関係団体との連携を図りながら迅速かつ適切な措置を講ずる。

(3) 適切な予防接種の推進

予防接種は、感受性対策の一環として極めて重要であり、県は、市町村、医師会等の関係団体との連携を密にし、予防接種法に基づく予防接種の普及を図るとともに、任意による予防接種についても適切に行われるよう情報提供に努める。

また、定期の予防接種の実施主体である市町村は、地域住民が予防接種を安心して受けられるよう郡市医師会等の関係団体と十分に連携し、個別の予防接種の推進を図るなど環境の整備を行う。さらに県及び市町村は、予防接種の有効性、安全性及び予防接種を受けられる場所、期間等に関する情報を積極的に提供する。

2 感染症発生動向調査

(1) 情報の収集、分析及び情報の公表

県及び高知市は、感染症発生動向調査を実施する。衛生研究所に設置する高知県感染症情報センターは、病原体を含めたあらゆる感染症に関する情報を速やかにインターネット等を活用して積極的に公表する。

(2) 第一線の医療機関との連携

感染症発生動向調査については、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系に基づき行う必要がある。県及び高知市は、第一線で診察を行っている医師に対して、感染症発生動向調査の重要性の理解を求め、医師会及び医療団体の協力を得ながら、感染症発生動向調査を推進する。

(3) 感染症届出体制の確立

県及び高知市は、診断した医師から法第 12 条の届出が適切に行われるよう、医師会等を通じて周知を図り、医療機関においては速やかに届出を行うよう努める。

県及び高知市は、必要がある場合は、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討する。

また、県は、法第 14 条に規定する指定届出機関及び法第 14 条の 2 第 1 項に規定する指定提出機関の指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるよう十分配慮する。

(4) 医師からの全数把握疾患の届出

一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、県及び高知市は、医師からの届出が適切に行われるよう、医師会等を通じて周知を図る。

(5) 獣医師からの届出

法第 13 条の規定による獣医師からの届出を受けた県及び高知市は、当該届出に係る動物等が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第 3 の 5 に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずる。この場合においては、保健所、衛生研究所、動物取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携する。

(6) 指定届出機関の届出

二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、県及び高知市は、法第 14 条に規定する指定届出機関からの届出が適切に行われるよう周知を図る。

(7) 感染症の病原体の特定

感染症の病原体を迅速かつ正確に特定することは、患者への良質かつ適切な医療の提供に不可欠であり、さらに感染症の発生の予防及びまん延の防止に極めて重要な意義がある。そこで県及び高知市は、衛生研究所を中心として、患者情報と併せて病原体に関する情報が統一的に収集、分析、公表される体制の構築を図るとともに、感染症発生動向調査体制が全国一律の基準及び体系で一元的に機能するよう努める。

また、病原体等の菌株等の収集は、疫学的解析等に重要であるため、日頃か

ら衛生研究所は保健所及び医療機関の検査部門を含めた民間機関との連携を図る。

(8) 県外及び海外の感染症情報の収集

県外及び海外の感染症情報については、国立感染症研究所をはじめとして関係機関から積極的に収集し、その情報を県民や第一線の医療機関に積極的に提供する。

3 結核に係る定期の健康診断

- (1) 県及び高知市は、高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施を図る。
- (2) 県は、本予防計画とは別に「高知県結核予防計画」を策定し、市町村が実施する定期の健康診断の対象者等については、市町村の意見を踏まえ、「高知県結核予防計画」の中で定める。

4 食品保健対策との連携

食品媒介感染症の予防にあたっては、感染症対策部門と食品保健対策部門の連携が不可欠である。食品関係施設や給食施設等への発生予防指導は、食品保健部門が主体となり、日頃から感染症対策部門と緊密な連携のもとに効果的に実施する。

5 生活衛生対策との連携

飲料水以外の水や建築物の設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策にあたっては、感染症対策部門と生活衛生対策部門が連携して地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導を行う。また、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等の駆除は、市町村が地域の実情を判断し、それが過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮しながら適切に実施する。

6 感染症の病原体の国内への侵入防止対策との連携

感染症のまん延を防止し県民の健康を保持するためには、病原体の国内への侵入防止対策と、国内における防疫対策が切れ目無く実施されることが不可欠である。

このため県及び高知市は、日ごろから検疫所と感染症の発生に係る情報の交換を密にするとともに、検疫所から次のアとイの両方又は一つの通報を受けた場合は、検疫所の協力を得て、直ちにその者の健康状況を把握するとともに、適切な

防疫活動を実施し、当該感染症の拡大を防止する。

- ア 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の病原体の保有が明らかになった旨
- イ 検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されない者について、その後の調査で健康状態に異常を生じたことを確認した旨

7 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めるため、県や市町村の感染症対策部門、食品保健対策部門及び生活衛生対策部門等が日頃から情報交流を密に適切な連携を図ることを基本とし、教育委員会、各種施設部局等とも連携を図る。

また、医師会等の医療関係団体との連携を図り、さらに、他の都道府県等との連携を図る。

8 保健所と衛生研究所の役割

保健所は、地域における感染症対策の中核機関として感染症予防に対する普及啓発及び健康教育を進めるとともに、感染症発生動向調査等を活用し感染症の情報収集、分析を行い、市町村及び、地域の医療機関に積極的に情報提供する。

衛生研究所は、感染症の県における最高水準の科学的かつ専門的な機関として機能を強化し、感染症に関する調査研究を行い、国立感染症研究所、保健所及び医療機関と綿密な連携のもとに感染症発生動向調査等による感染症に関する情報収集、解析、提供等を行うとともに、医師会等の医療団体及び教育関係団体等に情報提供等を行い、保健所に対して感染症の予防対策についての助言、指導、研修等を行う。

第3 感染症のまん延防止のための施策

1 基本的な考え方

- (1) 県及び高知市は、感染症のまん延防止対策の実施にあたっては、県民の生命と安全を守るための健康危機管理の観点に立ち、人権を尊重しつつ迅速かつ的確に対応する。その際、健康診断、就業制限及び入院措置などの対人措置等一定の行動制限を伴う対策を行うにあたっては、患者等の人権を尊重した対応を行う。また、消毒など対物措置等の対策を行うにあたっては、必要最小限のものとなるよう配慮し、地域住民の健康及び環境への影響に留意する。

さらに、日頃からタイムリーな情報提供に努めることにより、県民個人個人の予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期発見の積み重ねによる社会

全体の感染症予防の推進を図る。

- (2) 感染症が集団発生した場合は、必要に応じて高知県感染症対策協議会を開催し、その答申又は助言を得て必要な対策を講ずるとともに医師会等の医療関係団体等との連絡体制を強化する。また、複数の都道府県等にまたがった広域的感染症が発生した場合に備え、国、都道府県等との連絡体制を整備しておく。
- (3) 県及び高知市は、感染症のまん延防止対策の実施にあたっては、感染症発生動向調査等によって収集した情報を有効かつ適切に活用する。
また、緊急に感染症のまん延防止が必要であるときは、必要に応じ予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条に基づく指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるようにする。

2 健康診断等の対人措置

- (1) 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院措置にあたっては、感染症の発生及び予防に関する情報を患者等に提供し、理解と協力を求めながら行うことを基本とし、同時に、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求等の手続を適切に行う。
- (2) 県及び高知市が検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置を行う対象者は以下の者とし、その手続きを適切に行う。
 - ア 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者
 - イ 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者
 - ウ 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者
 - エ 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
 - オ 新感染症の所見がある者
 - カ 新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
- (3) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路等を十分考慮した上で、科学的に感染を疑うに足る者を対象とし、必要な場合には健康診断の勧告等以外にも、県及び高知市が適時、的確に情報提供を行い、県民が自発的に健康診断を受けよう勧奨する。
- (4) 就業制限は、対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であることから、県及び高知市は対象者その他の関係者に対しこのことの周知等を行う。
- (5) 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本であることから、県及び高知市は、感染症指定医療機関の協力を得ながら、入院後も、必要に応じて患者等への十分な説明及びカウンセリング（相談）を行い、患者等の不安の軽減を図る。入院勧告を行うに際しては、患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関する

こと等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行い、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な状況把握に努める。

また、入院勧告等に係る患者等が法第 22 条第 3 項に基づく退院請求を行った場合には、患者の病原体保有状況の確認を速やかに行う。

3 感染症の診査に関する協議会

県及び高知市は、法第 24 条の規定に基づき感染症の診査に関する協議会を、高知県感染症診査協議会条例（平成 11 年 3 月 26 日条例第 2 号）及び高知市感染症診査協議会条例（平成 11 年高知市条例第 19 号）に基づき次の表のとおり設置する。

保健所管轄区域	協議会
安芸福祉保健所	高知県保健所感染症診査協議会
中央東福祉保健所	
中央西福祉保健所	
須崎福祉保健所	
幡多福祉保健所	
高知市保健所	高知市感染症診査協議会

この協議会については、感染症のまん延防止の観点から感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者への医療及び患者の人権を尊重することに十分配慮し、入院延長や退院の適否について適正に診査する。

4 消毒その他の対物措置

知事及び高知市長並びに知事の指示を受けた市町村長は、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるにあたっては、関係者の理解を得るとともに個人の権利にも配慮しつつ、必要最小限の措置を実施するものとする。

5 積極的疫学調査

- (1) 感染症の発生の状況及び動向、原因の調査など法第 15 条に規定する積極的疫学調査については、まん延の防止及び発生の予防を図るため、保健所、衛生研究所等において、感染症の診断を行った医師や関係者の理解と協力を得つつ患者等への質問や調査を実施する。
- (2) 積極的疫学調査は、原則として一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類

感染症又は新型インフルエンザ等感染症が発生し又は発生した疑いがある場合、五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し又は発生するおそれがある場合及びその他県及び高知市が必要と認める場合とする。保健所長は個別事例を適切に判断し、医師会等の医療関係団体や学識経験者の意見を聴取し適切に対応する。

- (3) 積極的疫学調査の実施にあたっては患者等の所在地を管轄する保健所等が関係機関と密接な連携を図りながら、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握に努める。

なお、調査が広域に及ぶ場合には、関係保健所や衛生研究所等関係機関と協力し、必要に応じて、調査連絡会議を開催するなど調査体制を強化する。また、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター等の協力を求める。

- (4) 情報の提供

県及び高知市は、一類感染症などの県民の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したときにはタイムリーに的確な情報を県民や医療機関等関係機関に提供し、いたずらに不安感を与えることがないように努める。

- (5) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、他の関係都道府県等と連携を取りつつ情報の収集を行う。

6 新感染症及び指定感染症の発生時の対応

新感染症は感染力や重篤性が極めて高い一類感染症と同等の危険性があり、かつ病原体が不明であるという特殊性から、医師等から新感染症と疑われる症例の報告があったときは、県及び高知市は、直ちに厚生労働省にその旨を報告するとともに、当該症例に関する情報を収集し、国からの技術的指導、助言又は指示を受け、市町村等関係機関と緊密な連携を図りながら対応する。また、指定感染症の患者の報告があった場合においても同様に対応する。

7 食品保健対策との連携

- (1) 感染症のまん延防止と食品保健対策

食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮のもと、食品保健対策部門が、主として食品中の病原体及び原因食品の調査を行うとともに、感染症対策部門が患者及び関係者の病原体調査、患者情報を収集する。また、両部門が相互に連携を図りながら迅速な原因究明を行う。

- (2) 原因となる食品や飲料水が判明した場合は、食品保健対策部門は、一次感染の拡大防止をするため、食品衛生法等によりすみやかに対応する。また、感染症対策部門においては必要に応じて消毒等の指示を行う。

- (3) 二次感染によるまん延を防止するため、感染症対策部門において当該感染症情報の公表、保健指導その他の措置を講ずる。
- (4) 保健所は必要に応じ、衛生研究所や感染症指定医療機関との連携を図り、原因となった食品などの究明にあたる。

8 生活衛生対策との連携

- (1) 飲料水以外の水や建築物の設備などを介した感染症が発生した場合は、保健所長の指揮のもとに、生活衛生対策部門が、原因究明に必要な調査、施設における感染経路などの情報収集等を行う。
- (2) 保健所は必要に応じ、衛生研究所や感染症指定医療機関との連携を図り、原因となった飲料水以外の水や建築物の設備などの究明にあたる。

9 関係機関及び関係団体との連携

県及び高知市は、感染症のまん延防止のため、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、国、他都道府県等、市町村及び医師会等の医療関係団体との連携体制を構築する。

第4 感染症にかかわる医療を提供する体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

(1) 早期の適切な医療の提供

感染症患者に対して良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本とする。

(2) 良質かつ適切な医療の提供

感染症に係る医療は特殊なものでなく、そのまん延の防止を担保しながら、一般医療の延長線上にあるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供に努める。このため第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、以下のことを行う。

ア 感染症の患者に対しては、感染症のまん延防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供する。

イ 通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずる。

ウ 患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行う。

また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性

について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行う。

- (3) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じてそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や特定感染症指定医療機関、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療センターとの連携体制の整備を図り、医療体制の充実を図る。

2 県における医療の提供体制

(1) 第一種感染症指定医療機関

知事は、一類感染症の患者等の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の合意を得て、第一種感染症指定医療機関を原則として県に1か所、2病床指定する。

(2) 第二種感染症指定医療機関

知事は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症患者の入院を担当させる医療機関として、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の合意を得て、高知県医師会及び県立病院担当部局等と協議のうえ、第二種感染症指定医療機関を指定する。

第二種感染症指定医療機関として指定する医療機関及びその病床数は、県内の人口分布及び地域性、二次保健医療圏の区域、医療体制、患者発生動向を踏まえ、次のとおりとする。

中央保健医療圏：1医療機関6床

幡多保健医療圏：1医療機関3床

(3) 感染症患者の移送体制

ア 感染症患者の迅速かつ適切な移送のため、県及び高知市は、患者移送の体制の整備に努めるとともに、関係市町村及び消防機関に関して、感染症等に関し、適切な情報提供を行うなど密接な連携をとり、万全を期すものとする。

イ 県及び高知市は、緊急の対応が必要とされる感染症患者の発生時には、「感染症患者発生時の相互支援に関する協議書」（平成15年12月8日）に基づき、当該患者の移送を相互に支援するものとする。

ウ 感染症患者の移送は、保健所において、国が作成した「感染症の患者の移送の手引き」に従い、感染拡大防止対策を講じるとともに、必要に応じ、感染症患者移送従事者の健康診断を行う。

エ 新感染症の所見がある者及び一類感染症患者については、県及び高知市は、国からの積極的な技術的な指導、助言及び協力を求め、又はその指示を受けて適切な移送を行う。

オ 消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号に規定する感染症の患者であると判明した場合は、二次感染の防止及び移送者の安全を確保する

ため消防機関へ当該感染症に関し適切な情報提供を行う。

(4) 感染症の集団発生

一類又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急にこれらの患者を入院させることがあるため、県及び高知市は、医師会等医療関係団体と緊密に連携し、必要な対応を図る。

また、県及び高知市は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保について医師会等医療関係団体と緊密に連携し、必要な対応に努める。

3 一般の医療機関における感染症患者に対する医療の提供

(1) 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般の医療機関においても提供されることが少なくない。一類、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに、三類、四類、又は五類感染症については、原則として一般の医療機関で医療が提供されるものであることに十分留意して感染症患者に対する医療の確保を図る必要がある。

(2) 一類感染症、二類感染症等の県民の健康に重大な影響を及ぼす感染症であって、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県及び高知市は医師会及び県下の医療機関の協力を得て、当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に当該感染症の感染が疑われる患者を誘導するなど、初期診療体制を確立することにより、医療提供体制の混乱が生じないようにする。

(3) また、一般の医療機関においても日頃から国、県及び高知市等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握するとともに、医療機関内において感染症のまん延の防止に必要な対策を講ずるよう努める。

さらに一般の医療機関においても、感染症の患者に対し、差別的な取り扱いを行うことなく、患者の人権に十分配慮しつつ良質かつ適切な医療を提供することが重要である。

(4) 一般の医療機関において感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、県及び高知市は、医師会等の医療関係団体に感染症に関する適切な情報提供等を行い緊密な連携体制の整備を図る。

4 医師会等の医療関係団体等との連携

(1) 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関につ

いて、県及び高知市がそれぞれ、必要な情報提供を積極的に行う。

- (2) 地域における感染症対策の中核的機関である保健所は、感染症指定医療機関や県・郡市の医師会等の医療関係団体と緊密な連携体制の整備を図る。
- (3) 一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要であることから、県及び高知市は、それぞれ医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図る。

5 集団発生時等の医療体制

感染症が集団発生した場合その他緊急を要する場合等において感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させる必要が生じたときは、患者等の安全を確保するため、県及び高知市は、医師会等の医療関係団体と迅速に緊密な連携を図り、医療機関を確保し、適切な医療の提供を要請する。

また、必要であれば、隣県に医療の提供について協力を要請する。

第5 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

1 感染症に関する調査及び研究の推進

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであり、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。このため、県及び高知市は、必要な調査及び研究の方向性の提示、県外の研究機関も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材育成等に取り組み、積極的に調査及び研究を推進する。

- (1) 県及び高知市における感染症に関する調査及び研究の推進にあたっては、感染症予防の中核的機関である保健所と感染症及び病原体等の技術的及び専門的機関である衛生研究所並びに感染症医療の中核的機関である感染症指定医療機関が、県及び高知市の感染症主管課と相互に連携を図り、かつ疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用を図りながら、地域の特徴的な感染症の発生動向や環境、文化等地域の特性等に応じて、具体的かつ計画的に推進する。
- (2) 保健所においては、衛生研究所及び郡市医師会等との連携のもと、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を行い、地域における感染症対策の中核的機関としての役割を担う。
- (3) 衛生研究所においては、感染症及び病原体等の調査研究、試験検査、研修指

導及び感染症及び病原体等に関する情報の収集・分析を行い、科学的な感染症対策を推進するとともに、高知県感染症情報センターとして、県が行う感染症対策の立案並びに県民等に対する情報の発信を積極的に支援する。

2 関係機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、県及び高知市は、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構をはじめとする関係研究機関等と緊密な連携体制の整備を図る。

第6 感染症の病原体等の検査実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1 感染症の病原体等の検査の推進

(1) 病原体等の検査体制等の充実

病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染拡大防止の観点から極めて重要であるため、県は、衛生研究所、保健所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第7条の3及び第8条の規定に基づき整備し、管理するとともに、一般の医療機関及び民間検査機関における検査等に関し、精度管理、技術指導等を実施し、検査能力の向上、検査体制の整備を計画的に進める。

(2) 衛生研究所は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の病原体等に関する検査について、必要に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施する。

また、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行っていく。

(3) 県及び高知市は、「感染症及び食中毒対策の相互支援に関わる合意書」（平成10年4月1日）に基づき感染症の大規模発生等に対応する。

また、県と高知市はそれぞれの保健所相互の検査協力体制について事前に調整し、相互に協力して検査を実施する。

(4) 県及び高知市は、衛生研究所及び保健所において病原体の検査を行う職員や周辺環境の安全を確保するため、積極的に検査設備や安全施設の整備を行う。

2 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表

感染症の病原体等に関する検査情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の言わば車の両輪として位置づけられるため、別途定める「高知県感染症発生動向調査事業実施要綱」により、地方感染症情報センターとしての衛生研究所の担う役割を明確にし、病原体情報の迅速かつ総合的な分析及び公表を行う。

3 関係機関及び関係団体との連携

県及び高知市は、病原体等の情報の収集に当たって、国及び医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進める。また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、衛生研究所等が相互に連携を図って実施していく。

第7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

1 県及び高知市における感染症に関する人材の養成

- (1) 県及び高知市は、感染症に関する幅広い知識を有し新たな感染症対策に対応できる人材の養成・確保を図るため国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される研修会へ保健所及び衛生研究所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する研修会等を開催し、保健所の職員等に対する研修の充実を図る。
- (2) 県及び高知市は、研修を終了した者については、感染症対策の根幹を担う人材として、その効果的な活用を図る。
- (3) 県及び高知市は、大学等の医学教育機関等の協力を得て教育・研修の一層の充実と質の向上を図り、場合によっては、職員にこれら機関で研修生として調査、研究に従事する機会を与える。

2 医師会等における感染症に関する人材の養成

- (1) 感染症指定医療機関においては、医師の能力向上のための研修を実施するとともに、医師会等の医療機関団体においては、会員等に対して感染症に関する情報の提供及び研修の充実を図る。
- (2) 県及び高知市は、医師会等関係機関等が行う研修に衛生研究所及び保健所の職員等を積極的に参加させ必要な支援を行うとともに、当該関係団体と相互に感染症に関する情報交換等を行い、感染症や疫学の専門家の養成、資質の向上

に努める。

第8 感染症に関する知識の啓発、普及及び感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 感染症に関する知識の啓発及び普及

- (1) 県及び高知市は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンの実施、各種研修会の開催、患者の円滑な職場復帰や児童生徒等の再登校のための取り組みなど必要な施策を関係機関と連携を図りながら実施する。
- (2) 保健所は、地域住民に密着した感染症対策の中核的機関として、市町村と協力しながら感染症についての情報の提供、普及啓発、相談等を適切に行う。
- (3) 医療機関は、患者等に対して、感染症について十分な説明と同意に基づいた医療の提供を行い正しい知識を普及する。

2 感染症の患者等の人権の尊重のためのその他の方策

- (1) 県及び高知市は、関係職員に対する研修等を行い、患者情報の流出防止の徹底を図るとともに、医師会等の医療関係団体等の協力を得ながら、医療機関等における患者情報の保護について注意喚起等を講ずる。
- (2) 県及び高知市は、患者等のプライバシーを保護するため、医師が感染症患者の届出を行った場合には、状況に応じて患者及び家族に対し当該届出の事実等を説明するように努めることについて、周知徹底を図る。
- (3) 感染症のまん延防止のための措置を行うにあたっては、人権に配慮することが重要であり、特に、平成12年3月に策定した、「高知県人権施策基本方針」に基づき、子どもやHIV感染症等の身近な課題や人権教育など差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに向けた具体的な人権施策を推進する。
- (4) 県及び高知市は、報道機関に対して、適時、的確な情報をプライバシーの保護に配慮しながら提供できるよう、日頃から密接な連携を図るとともに、誤った情報が提供された場合には、速やかにその訂正がなされるように迅速に対応する。

3 関係各機関との連携

- (1) 県及び高知市は、感染症予防のための広報の実施にあたっては、感染症担当部局と広報担当部局が連携し、個人情報の保護に十分留意するとともに、県民

が安心して暮らせる安全な社会を構築する観点から、流行し又は流行のおそれのある感染症に関する正確かつタイムリーな情報の公表に努めるものとする。

- (2) 県及び高知市は、国、他の都道府県等や医師会等の医療関係団体と感染症に関する啓発と知識の普及、人権配慮に関する協議を行う会議に積極的に参加し連携を図る。

第9 緊急時における国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制に関する事項

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- (1) 県及び高知市は一類感染症など県民の健康に重大な影響を与える恐れのある感染症患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。
- (2) 県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じる。
- (3) 国が感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、県又は高知市に対して、この法律により行われる事務について指示又は感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力の要請があった場合は、その指示又は要請に基づき迅速かつ的確な対策を実施するものとする。
- (4) 県及び高知市は新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、本県に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、厚生労働省にその職員や専門家の派遣を依頼することとする。

2 国との連携体制

- (1) 県及び高知市は、医師からの届出があった場合には、法第12条第2項に規定する国への報告等を確実にを行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合やその他感染症への対応で、特に緊急と認める場合にあっては国立感染症研究所等へ情報提供を行い、助言、協力を求める。
- (2) 検疫所から感染症患者等の発生の通報を受けた場合は、直ちに保健所等の関

係機関に通報し、当該患者等に対し、人権を尊重しつつ迅速かつ適切な措置を行う。また、必要に応じて、検疫所と連携して、感染症まん延防止のため、同行者の追跡調査法等の規定に沿って措置を行う。

3 地方公共団体相互間の連絡体制

- (1) 県及び高知市と関係市町村は、緊密な連携を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を考慮し、医師等からの届出に基づいて必要な情報を相互に交換するとともに、必要に応じて、相互の応援職員、専門的知識を有する者の派遣を行う。
また、県等から消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する。
- (2) 県及び高知市は、平時より緊急時における連絡体制を整備しておく。
- (3) 県内の複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であってかつ緊急を要するときは、県は、県内の統一的な対応方針を提示し、市町村間の連絡調整を行う。
- (4) 複数の都道府県等にまたがって感染症が発生し又はそのおそれがある場合は、関係都道府県で構成される対策連絡会を開催するなど、連絡体制を強化する。

4 関係団体との連絡体制

県及び高知市は、感染症患者の移送体制の整備、医療機関の確保、感染症患者の治療等について医療関係団体等と密接な連携を図り、感染症のまん延防止に万全を期す。

5 緊急時における情報提供

緊急時において、国が、パニック防止の観点から国民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など国民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を提供した場合、県及び高知市においてもその情報を県民に提供する。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行う。

第10 その他感染症予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

- (1) 県及び高知市は、病院、診療所、老人保健施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的な知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を医師会等の医療関係団体の協力を得ながら、これらの施設の開設者又は管理者に適切に提供するとともに、必要に応じて施設内感染防止のための指導や

研修会等を開催する。

- (2) これらの施設の開設者又は管理者は、提供された感染症情報に基づき、必要な措置を講ずる。また、日頃から施設内の患者、入所者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症の早期発見に努めるとともに、施設整備、予防啓発等による予防対策の徹底を図る。特に、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努め、実際にとった防止措置に関する情報について、県又は高知市及び他の施設に提供することにより情報の共有化を図る。

2 災害時における防疫

災害発生時における防疫措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下するなど悪条件下で行われるため、県及び市町村はそれぞれの役割を分担し迅速かつ的確に医療機関の確保、防疫活動、災害弱者対策、保健活動等の必要な措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努める。その際には高知県地域防災計画、高知県南海トラフ地震対策行動計画、高知県災害時医療救護計画及び高知県健康危機管理マニュアルに基づき迅速に対応する。

3 動物由来感染症対策

- (1) 県及び高知市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう高知県獣医師会等に対し、法第13条に規定する届出の義務について周知するとともに関係医療機関や団体等との情報交換を行うこと等により連携を図り県民への適切な情報提供に努める。
- (2) 動物を飼育する者は、(1)により県民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。
- (3) 県及び高知市は、積極的疫学調査の一環として、動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査）により広く情報を収集することができるよう、保健所、衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制を構築する。
- (4) 県及び高知市は、動物由来感染症の予防及びまん延防止対策は、感染症対策部門と動物対策部門が連携を密にして実施する。

4 外国人に対する適用

法は、県内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用される。このため、県及び高知市は、必要に応じ、外国語で説明したパンフレットを利用するなど、感染症対策についての説明を行う。

5 その他

- (1) この予防計画を推進するため、高知県感染症発生動向調査事業実施要綱、感染症予防対策マニュアル及び高知県結核予防計画を作成し、より実効かつ的確な対応に努める。
- (2) 後天性免疫不全症候群、インフルエンザ等特に総合的な予防の施策を推進する必要がある感染症対策については、本計画によるもののほか、法第11条の規定に基づき国が作成した特定感染症予防指針に即して具体的に推進する。